

2016年4月7日

私費留学生の皆さんへ

明治大学国際教育事務室

2016年度文部科学省外国人留学生学習奨励費の変更点について

2016年3月17日の「2016年度私費外国人留学生奨学金・授業料補助一括申請募集要項」にて文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給資格・奨学生の義務等を公開していますが、このたび一部変更となる旨の通知が日本学生支援機構（JASSO）よりありましたのでお知らせいたします。  
変更点は以下のとおりです。

項目	変更前	変更後
併給制限について	併給制限あり (他から受けている奨学金の月額が48,000円以内であること)	併給制限なし ただし、他の奨学との併給についてはその奨学金の設ける制限に従わなければなりません。
留学報告書(体験談)の提出		一部の受給者について提出をお願いすることがあります。なお、その報告書はJASSOのホームページで公表されます。
成績・就職先名・進学先名等のJASSOへの報告		JASSOからの求めに応じて、奨学生の成績、就職先名、進学先名等を大学からJASSOに報告します。

以上